

国内経済要録

◆公定歩合の引下げ

日本銀行は12月10日、公定歩合を0.75%引下げて5.5%とする(12月11日実施)ことを決定した。

公定歩合の引下げ

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.5	6.25
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.75	6.5

◆金融機関の不祥事件の防止等に関する大蔵省通達について

大蔵省は11月16日、最近続発しているオンラインシステムを利用した金融機関の不祥事件の防止等に関する通達を行った。その内容は次のとおり。

金融機関の不祥事件の防止等について

金融機関の経営のあり方については、従来から再三の通達等により特段の努力を要請してきたところであるが、最近、金融機関の業務運営のあり方について、基本的に反省を要すると思われる事例が相次いで生じていることは誠に遺憾である。

すなわち、金融機関職員による預入現金の詐取および預金の不正払出をはじめ、オンラインシステムを利用した不祥事件やオンライン機器の保守管理の不備による事故の発生のほか、融資した資金が不健全な使途に流用されている例も見受けられた。

これらの事例については、規律の弛緩、人事管理の配慮の不足、内部牽制ないしは審査管理の不徹底、オンライン化などに対する適応の遅れ等により、堅実を旨とすべき金融機関としての業務運営の基本が守られていないことにその発生の原因があると認められられる。

金融機関をめぐる社会経済環境は大きく変化し、金融機関と国民大衆との関係はますます密接なものとなっていることにかんがみ、金融機関に対する社会一般の信頼を強固なものとする必要性は一段と高まっているものと

考えられる。

よって、この際、金融機関の経営者におかれでは、責任ある業務運営体制が末端まで徹底しているかどうかを再点検し、もって社会からの信認にこだえるために万全を期せられたい。

また、金融機関の事務管理のオンライン化および金融機関相互間のオンライン提携など日々機械化が進展しつつある現状にかんがみ、この際、各金融機関においてオンライン・チェックシステムの見直しを行うほか、新たな型の不祥事件を未然に防止するため、相互に情報交換を行うなど一致協調してその防止体制の確立を図ることが望まれる。

なお、万一不祥事件が発生した場合には、直ちに当局に報告のうえ、事件の究明、監督責任の追求を厳正に行うとともに、経営者自らが進んで責任を明確にするなど、厳しい態度をもって事件の処理に当たることとされたい。

おって、業務処理の機械化の進展に即応した事故防止対策の見直しの状況等について、別に指示するところにより報告されたい。

◆証券金融会社の貸付金利引下げ

証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引下げ、11月7日より実施した(11月6日発表)。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債担保	7.00	7.25
その他公社債担保	7.25	7.50

◆住宅ローン金利の引上げ

住宅金融会社8社は、住宅ローン金利(新規貸出分)を次のとおり引上げ、12月1日より実施した(11月12日発表)。

住宅ローン金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
貸付期間5年超のもの	9.96	9.72
貸付期間5年以下のもの	9.60	9.36